　　　厚木市キャンプ場等誘致事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、新たな観光資源を創出し、観光客の誘致及び地域活性化を図るため、予算の範囲内において厚木市キャンプ場等誘致事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第５号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「キャンプ場」とは、テントを張り、又は自家用車を乗り入れ、宿泊可能な施設をいう。

（補助対象事業）

第３条　補助対象事業は、法人格を有する事業者が新規にキャンプ場、露天風呂、屋外サウナ又は足湯（以下「補助対象施設」という。）を開設する事業で、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

(1) 小鮎・玉川地区において実施するもの

(2) 関係法令等の要件を全て満たしているもの

(3) 継続した運営が見込まれるもの

(4) 露天風呂、屋外サウナ及び足湯にあっては、日帰り客が利用可能なもの

(5) 観光振興を目的とする類似の補助金を受けていないもの

２　事業別の採択上限数は、別表第１のとおりとする。この場合において、採択上限数は、本要綱の施行の日以降における通算件数とする。

（補助対象経費）

第４条　補助金交付の対象となる経費は、補助対象施設の開設に要する経費で、別表第２に掲げるものとする。ただし、次に掲げる経費を除く。

(1) 公租公課費

(2) 不動産取得費

(3) 公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

（補助金の額等）

第５条　補助金の額は、別表第３のとおりとし、算出した補助金額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（事業計画概要書等の提出）

第６条　補助金の交付を受けようとする事業者は、市長が定める期日までに、事業計画概要書（以下「概要書」という。）に補助対象施設の仕様等が分かる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項に規定する概要書の提出があったときは、必要に応じて現地調査等を実施するものとする。

（交付申請）

第７条　前条第１項に規定する概要書を提出した事業者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ厚木市キャンプ場等誘致事業補助金交付申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

２　同一事業者による申請は、同一年度内において１事業、１回限りとする。

（交付の決定）

第８条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、厚木市キャンプ場等誘致事業補助金交付決定通知書（第２号様式）により申請者に通知するものとする。

（事業の着手）

第９条　事業の着手は、前項の規定による交付決定の通知がされた日以後に行わなければならない。

（事業内容の変更又は中止）

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該事業の内容を変更し、又は中止しようとする場合は、厚木市キャンプ場等誘致事業内容変更（中止）承認申請書（第３号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 変更収支予算書

(2) 変更事業計画書

２　市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて、厚木市キャンプ場等誘致事業内容変更（中止）決定通知書（第４号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（遵守事項）

第11条　交付決定者は、地域観光事業者と協調し、地域の観光振興に積極的に関わるとともに、補助対象事業の実施に当たっては、市内業者への発注に努めるものとする。

（実績報告）

第12条　交付決定者は、当該事業が完了した日の翌日から起算して30日以内又は会計年度末日までのいずれか早い日までに、厚木市キャンプ場等誘致事業補助金実績報告書（第５号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 事業実績報告書

(2) 収支決算書

(3) 事業の実施が確認できる書類（現況写真、工事代金の支払が確認できる領収書等の写し）

２　市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、報告若しくは関係書類の提出を求め、又は当該職員に調査をさせることができる。

（補助金額の確定）

第13条　市長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて、交付すべき補助金の額を確定し、厚木市キャンプ場等誘致事業補助金交付額確定通知書（第６号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第14条　市長は、交付決定者からの請求に基づき補助金を交付する。

（交付の取消し等）

第15条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消し、既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

(2) 前号に規定するもののほか、不正な行為があったと市長が認めたとき。

附　則

　この要綱は、令和５年７月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| № | 事　業 | | 採択上限数 |
| １ | キャンプ場 | | 小鮎・玉川地区　各１件 |
| ２ | 露天風呂 |  |  |
| ３ | 屋外サウナ |  | 小鮎・玉川地区　各３件 |
| ４ | 足湯 |  |  |

別表第２（第４条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 費用区分 | 内　容 |
| ≪キャンプ場≫  新設関連の費用 | (1) 土地の造成に要する経費  (2) 管理棟等、キャンプ場施設の整備に要する経費  (3) 情報通信機能又は情報発信機能の整備に要する経費  (4) 消防設備その他施設運営に必要な整備に要する経費  (5) その他市長が必要と認めるもの |
| ≪キャンプ場≫  既存建築物を活用する場合の費用 | (1) 浴室、便所、洗面設備等衛生設備の改修に要する経費(2) 内装又は外構の改修に要する経費  (3) 冷暖房設備の整備に要する経費  (4) 情報通信機能又は情報発信機能の整備に要する経費  (5) 消防設備その他施設運営に必要な整備に要する経費  (6) その他市長が必要と認めるもの |
| ≪キャンプ場以外≫ | (1) 露天風呂、屋外サウナ又は足湯設置に要する経費  (2) その他市長が必要と認めるもの |

別表第３（第５条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| № | 事　業 | | 補助額 |
| １ | キャンプ場 | | 補助対象経費の１/３以内とし、500万円を限度額とする。 |
| ２ | 露天風呂 |  |
| ３ | 屋外サウナ |  |
| ４ | 足湯 |  |